最終更新日：2015年11月27日

株式会社杉村倉庫
取締役社長　柴山　恒晴
問合せ先：06-6571-1221
証券コード：9307
http://www.sugimura-wh.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、下記の経営理念のもと、経営の効率性、透明性を確保しつつ、ステークホルダーとの信頼関係を強化することが、企業価値を向上させると考えております。これらを実践するためにコーポレートガバナンスの強化、充実が必要であると考えております。
（経営理念）
・当社は、常にお客様のニーズを先取りし、期待に応えます。
・当社は、物流業務を通じて社会に貢献します。
・当社は、株主、従業員に豊かさを還元します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
野村土地建物株式会社	7,542,229	47.37
朝日火災海上保険株式会社	1,157,700	7.27
株式会社りそな銀行	754,000	4.73
野村ホールディングス株式会社	715,000	4.49
杉村倉庫従業員持株会	343,166	2.15
小　川　義　廣	219,530	1.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	218,000	1.36
三和建設株式会社	179,821	1.12
株式会社山口銀行	176,962	1.11
宗教法人妙道会教団	167,800	1.05

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	野村ホールディングス株式会社 （上場：東京、名古屋）（コード） 8604

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社である野村ホールディングス株式会社及び当社グループとの間の取引条件は、他の一般の取引先と同様の基準で合理的に決定しており、少数株主の利益を阻害していない。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当なし。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮川壽夫	他の会社の出身者			△					△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮川壽夫	○	当社の親会社である野村ホールディングス株式会社の子会社である野村證券株式会社出身であります。当社は同社との間に役務提供等の取引があり、その額は2015年3月期の営業収益の約0.2%であります。	長年の間、金融機関で重要職務に従事した後、現在は公立大学法人大阪市立大学大学院経営学研究科教授として同分野を研究されております。豊富な知識と高い見識を有しておられることから、当社とは独立した立場で客観的に、経営活動に関する監督・助言をしていただけるものと考えております。野村證券株式会社は当社と取引がありますが、取引条件は一般の取引条件と同様のものであり、同氏は野村證券株式会社を退社後、5年を経過しており、これにより同社が当社の経営の意思決定に対する影響を及ぼすことは特にありません。以上により、当社は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を社外取締役として選任し、独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査人と常勤監査役は両者とも本社内に在籍しており、常に連携できる環境にある。定期的に行われる当社グループの重要な部門への内部監査においては、常勤監査役がこれに同行し、重要な課題については監査役会を通じて社外監査役に詳細な報告ができる体制となっている。また、会計上の重要課題が生じれば、毎月の会計監査人の来社の折に三者で適時会合を行っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
澤田　司	他の会社の出身者					○					○			
西東　久	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤田　司		当社の親会社である野村ホールディングス株式会社の100%子会社である野村ビジネスサービス株式会社の取締役を兼務しております。当社は同社との間に役務提供等の取引があり、その額は2015年3月期の営業収益の約0.6%であります。	長年、金融機関で重要な職務に従事し、それに基づく豊富な知識と高い見識を有しており、客観的・中立的な監査をしていただくことを期待し、社外監査役として選任しております。
西東　久	○	当社の取引銀行のひとつである株式会社りそな銀行出身で、現在はりそなカード株式会社の代表取締役を兼務しておりま	豊富な知識と高い見識を有しており、長年の金融機関での知識と経験を生かし、当社の経営に対し客観的、中立的な立場で監査をしていただくことを期待しております。当社は、複数の銀行より運転資金及び設備資金の融資を受けており、株式会社りそな銀行は当社の取引先

		す。2015年3月期において当社と同社は、取引関係がありません。	のひとつでありますが、当社の借入金残高に占める割合は、特に突出してはおりません。当社は同氏を選任するにあたり、一般株主と利益相反は生じるおそれがないと判断したため、社外監査役として選任し、独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

平成22年7月よりストック・オプション制度を導入していたが、平成27年7月に行使期間が終了。今後の実施は未定である。

ストックオプションの付与対象者 更新	

該当項目に関する補足説明 更新

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

―――

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定している。そして、役位に応じて、あらかじめ定められた固定額を基準に各年度の業績を勘案しながら、その報酬額を決定している。なお、平成27年3月期の取締役報酬額は、取締役6名108百万円、監査役報酬額は5名22百万円であった。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役を補佐する担当者、担当セクションは特に設けていないが、当該監査役への情報伝達は人事課によって行われている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会の事前審議機関として常務会（常勤役員会）があり、会合は毎月2回開催されており、経営上の重要案件の事前審議や審査を行っている。毎月開催している取締役会では重要事項が付議され、合議制を重視した運営を行い、業務の状況についても議論し、対策を検討している。常勤の取締役3名が各部の責任者として兼務しており、社員の法令違反行為の未然防止の徹底に努めている。

監査役会は常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されている。常勤監査役は、豊富な経験と識見に基づき社内での業務に精通しており、経営課題に対する的確な状況判断能力を有している。社外監査役の2名は、金融機関勤務経験に基づく専門的見地からの適切な知見を有しており、外部者の立場からの経営監視及びその他適切な助言を行っている。

また、内部監査のための組織として内部監査室を設置しており、専任者1名を配置している。内部監査室においては、関係諸法令や社内諸規則の遵守状況、業務遂行における契約との適合性、現場管理の状況等など全般にわたってその適否の点検及び審査を行い、必要に応じ是正措置を求めるなど、内部統制の一層の強化に努めている。内部監査人と常勤監査役は、両者とも本社内に在籍しており、常に連携できる環境にある。

会計監査は、新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任している。同監査法人は、当社及び関係会社に対し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を行っており、もし、会計上の重要課題が生じれば、毎月の来社の折、監査役、内部監査室との三者で適時会合を行っている。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コンプライアンスを重視した経営の下で、透明性のある公正かつ適正な事業経営を営むことを、まず第一に考えている。

上記「２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレートガバナンス体制の概要）」にあるとおり、業務執行を適正に監視しうるチェック体制によって経営監視機能を実行できるガバナンス体制であると判断している。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定発送期限の6日前に発送

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信	
その他	取引所記者クラブにて年2回決算説明	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（1）取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人の職務執行は法令、定款及び社内規程の定めによるとともに、法令順守、公正な業務運営の確保が基本である旨の社風作りを目指す。社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、その下に地区・子会社による分科会を設置、コンプライアンス経営の徹底・啓発を図り、倫理教育・内部報告体制をとる。

「内部通報処理に関する規程」において、使用人等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報を受ける窓口（通報窓口）の設置を定め、不正行為等の早期発見と是正を図る。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は議事録・稟議書・契約書等の文書により保存するものとし、その保存期間及び管理体制については文書簿表保存規程による。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は「杉村グループリスク管理規程」及び関連社内諸規程の定めによる。

定期的にリスクマネジメント委員会を開催し、事業の継続及び安定的発展を阻害すると想定される様々なリスクを分析し、またその対策を検討し、社内で共有することにより、そのリスクの回避または低減を図る。また内部監査室が定期的にリスク対策等の状況を検証し、その結果を社長及び監査役に報告する。

重大な損失またはその恐れが発生した場合は、社長はリスク管理責任者を指名してリスク対策室を設置し、当社の損失を早期にかつ最小限に止める措置を講じる。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

経営に係わる重要事項については社内規程に従い常務会（常勤役員会）の審議を経て取締役会において執行決定を行う。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、社長の下、業務担当取締役、各部室長が遂行し、それぞれの組織権限や実行責任者、業務手続きは社内規程による。

（5）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

杉村グループ全社を対象とした「杉村グループ倫理規程」、「コンプライアンス委員会規程」、「内部通報処理に関する規程」及び「杉村グループリスク管理規程」を設け、適切に運用するとともに次の体制を維持することにより、子会社を含む企業集団として業務の適正を確保する。

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

毎月開催する子会社報告会において、各子会社の社長は営業報告並びに重要な取締役会決議事項の執行状況の報告を行う。

年2回開催する杉村グループ取締役及び管理職による合同管理職会議において、事業結果の検証とグループ目標の明確な付与を行うとともに、グループの連帯感の維持向上を図る。なお、これら会合会議には当社取締役の他当社常勤監査役も出席する。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の損失の危険の管理は「杉村グループリスク管理規程」及び子会社の諸規程の定めによる。子会社報告会及びリスクマネジメント委員会で、子会社から事業の継続及び安定的発展を阻害すると想定されるリスクの報告を求め、そのリスク発生が当社に及ぼす損失を分析・検討し、社長はリスクの回避または低減に必要な措置を子会社の社長に指示する。

また内部監査室が子会社の内部監査室等と連携し、定期的に子会社のリスク対策等の状況を検証し、その結果を社長、監査役及び子会社の社長に報告する。

子会社に重大な損失またはその恐れが発生し、当社に重大な影響を及ぼすと判断した場合は、社長は当社からリスク管理責任者を指名してリスク対策室を設置し、子会社及び当社の損失を早期かつ最小限に止める措置を講じる。

ハ．子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

子会社の社長及び取締役が常務会に出席し、子会社の経営計画に関する事項、財務に関する事項、稟議に関する事項及びその他業務執行上で重要と認められる事項の報告を求め、社長は必要があると認める場合は子会社の社長に指示・助言を行う。

ニ．子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「杉村グループ倫理規程」を共有して、子会社の法令遵守及び公正な業務運営の確保を図るとともに、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会に子会社の取締役・使用人の出席を求め、子会社のコンプライアンス経営並びに倫理教育・内部報告体制を確認する。また子会社のコンプライアンス分科会を通して、子会社の使用人へのコンプライアンス意識向上の体制を確認する。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に対する事項

社長は監査役より監査役の職務の補助をすべき使用人を置くことを求められた場合、取締役会で補助使用人の人数地位等について審議の上決定する。

監査役の補助使用人は、監査役会の円滑な運営及び監査役監査の有効化を図るため、監査役の指示・命令に従い、他の業務から独立して監査役の補助業務を行う。またその使用人は、監査役が必要と認める社内会議及び研修会等に出席する。

監査役の職務を補助する使用人の人事異動考課については、あらかじめ監査役会の同意を求める。また、賃金その他報酬についてもあらかじめ監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定する。

（7）監査役への報告に関する体制

次の体制を維持して、監査役への報告に関する体制を確保する。

イ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役が取締役会等重要な会議に出席しなかった場合、求めに応じて付議された案件等について報告する。また当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、内部監査室が実施した監査の結果も報告する。その他、監査役から職務遂行について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

「内部通報処理に関する規程」により設けられた通報窓口に寄せられた情報を、窓口管理者は定期的に監査役に報告する。内部調査等が行われた場合は、調査結果、是正措置及び再発防止策も随時、監査役に報告する。

ロ．子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

監査役は子会社の取締役会その他重要な会議に陪席することができる。

子会社の取締役及び使用人は、監査役が取締役会等重要な会議に陪席しなかった場合、求めに応じて付議された案件等について報告する。また当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、子会社の内部監査室等が実施した監査の結果も報告する。その他、監査役から職務遂行について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

「内部通報処理に関する規程」は杉村グループ全社を対象としている。そのため子会社の取締役及び使用人からの内部通報も当社通報窓口が受け取り、その情報は上記イと同様の扱いになる。

（8）内部通報等で報告をした者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

杉村グループの「内部通報処理に関する規程」に、通報者の保護を明記し、当社グループの取締役及び使用人に対して、内部通報をした者が当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わないことを周知徹底する。また、当社及び子会社は、通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な措置をとる。

(9)監査役の職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、会社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い、支出した費用の償還、又は負担した債務の債権者に対する弁済の請求があったときは、その請求に係る費用等が監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかにその費用、償還又は弁済を処理する。

(10)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が取締役会のほか重要な会議、委員会に出席できる体制をとる。
議事録、稟議書、契約書等の文書は監査役の縦覧に供する。
監査役は必要に応じて各種会議の担当者に対して必要な調査、報告等を要請することができる。

(11)財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。
杉村グループの取締役全員と監査役及び幹部社員で構成する内部統制委員会を設置し、現状の把握、不備・是正の検討、体制の見直し等を行い、適切な体制を整備する。
また、その体制の信頼性、適正性を維持・向上するため整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「杉村グループ倫理規程」に「市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断する。」と定め、反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

1. 情報取扱責任者及び担当部署
　情報取扱責任者は取締役の佐伯祐三、担当部署は経営企画部、経理部である。
　経営企画部は当社グループの決定事項、発生事項に関する情報を担当している。また、経理部は子会社、関連会社を含む当社グループの財務状
態、経営成績等決算に関する情報を担当している。

2. 情報の把握、開示
　各担当部署では、金融商品取引法、関連法令、東京証券取引所の定める「会社情報適時開示ガイドブック」の開示事例を基に情報を収集、管理し開示事項に該当する可能性がある事項については担当役員を通じ常務会、取締役会に上程し、決議結果を速やかに開示できる体制をとって
いる。
　常務会は毎月2回、また、必要の都度開催されている。各部門及び子会社との連携については毎月開催される所長会議、子会社報告会があり、各会には役員が出席し事実の把握、周知徹底を図ることが出来る体制をとっている。